

入札説明書等に関する質問に対する回答書

平成30年3月23日

「久慈地区汚泥再生処理センター整備・運営事業」の入札説明書等に係る質問について、次のとおり回答します。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1				用語の定義	協力企業とは、設計・建設のうちの一部を請負又は受託することとありますが、運営・維持管理業務は含まれないのでしょうか。	「本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件」において「本施設の運営・維持管理を行う者は構成員とすること。」としています。運営・維持管理業務における協力企業での参画は原則不可とします。入札参加者構成企業以外への再委託に関しては、各契約書（案）も併せてご確認ください。
2	5	第2章	7		7 事業方式	本施設は30年以上ご使用する予定とありますが、運営事業期間満了時点から10年間、運営事業者はどのような扱いになるのでしょうか。	本事業終了時に関する取扱いについては、「運営・維持管理業務委託契約書（案）」第47条、第48条及び第57条等をご参照ください。
3	5	第2章	8	(1)	ウ 運営・維持管理業務	「発生したし渣及び沈砂」は一般廃棄物として扱われると認識しています。貴連合が指定する施設へ運搬するにあたって環境省通知（平成28年3月30日付け環廃対発第16033010号）に基づき、貴連合、SPC及び当該運搬業者との間で三者契約を締結し、当該運搬業者へ委託してよろしいでしょうか。	SPC自らの運搬を基本とします。SPCでの一般廃棄物運搬業の許可取得とそのための車両・人員等も揃えてください。
4	5	第2章	8	(1)	ウ 運営・維持管理業務	「連合が指定する施設」について、具体的に想定される場所がございましたらご教示ください。	現時点で以下の施設を想定しています。 脱水し渣 ：久慈地区ごみ焼却場 （所在地：岩手県久慈市夏井町大崎3-95） 沈砂：久慈地区最終処分場 （所在地：岩手県久慈市夏井町鳥谷4-23-6）
5	6	第2章	8	(3)	イ 運営・維持管理業務に係る対価	「物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。」とありますが、35ページに記載の±1.5%を超えた場合は必ず改定を行うと理解して宜しいでしょうか。	原則として、事業者からの報告書の合理性及び妥当性を確認した結果、±1.5%を超過する増減があった場合に改定を行います。
6	6	第2章	9		事業者の募集及び選定の手順（予定）	質問回答（第2回）から入札提案書類の受付期限まで約1ヶ月ですが、ご回答内容を反映するためもう少し期間を頂けないでしょうか。	入札説明書に示す期間のとおりとします。
7	7	第2章	9		事業者の募集及び選定の手順（予定）	基本協定締結から特定事業契約仮契約締結まで約1.5ヶ月ですが、SPC設立の関係上もう少し期間を頂けないでしょうか。	入札説明書に示す期間のとおりとします。
8	9	第3章	2	(2)	(イ)	設計期間と現地工事期間で監理技術者をリレーしてもよろしいですか。また、配置予定技術者は複数申請してもよろしいでしょうか。	監理技術者の途中交代は、実施設計及び製作期間と現場工事期間において、現地専任期間を明確に区分できるときに限り、可とします。ただし、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力を同等以上に確保することなどの措置により、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。なお、配置予定技術者の申請は実施設計及び製作期間と現場工事期間の2名を申請してください。
9	9	第3章	2	(2)	イ 技術者について	「建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつし尿処理施設又は汚泥再生処理センター建設工事の経験（新設・更新に限る。）がある技術者を、建設工事に専任で配置できること」とありますが、建設工事の経験における役割は、現場代理人もしくは担当技術者としての経験でもよろしいでしょうか。	監理技術者もしくは現場代理人としての経験とします。
10	9	第3章	2	(2)	イ 技術者について	国土交通省発行の監理技術者制度運用マニュアルでは、発注者との協議により認められた場合は、監理技術者の途中交代が可能とあります。本建設工事は設計・工場製作期間を含む工事であるゆえ、工場から現地へ工事の移行する時点で技術者の途中交代は可能と考えてよろしいでしょうか。途中交代可能な場合、設計・工場製作期間と現場工事期間で2名の監理技術者を配置することは可能と考えてよろしいでしょうか。	監理技術者の途中交代については、No.8の回答を参照してください。途中交代する場合は、設計・工場製作期間と現場工事期間の2名の監理技術者について申請してください。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
11	9	第3章	2	(3)	(イ)配置予定者	現場総括責任者として配置予定の候補者は複数名申請することが可能でしょうか。	可とします。
12	9	第3章	2	(3)	(イ)配置予定者	現場総括責任者として配置予定の候補者の経験年数に制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。	経験年数は少なくとも3年間以上の経験を有するものとしてください。
13	9	第3章	2	(3)	(イ)	現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者に、経験年数等の条件はありますか。また、複数申請してもよろしいでしょうか。	経験年数は少なくとも3年間以上の経験を有するものとしてください。 なお、複数申請は可とします。
14	9	第3章	2	(3)	イ 技術者について	現場総括責任者の経験に関して、下水処理場と汚泥再生処理センターが隣接しており、委託契約が一本化されている実績についても参加要件を満足すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、汚泥再生処理センターの水処理方式に生物学的脱窒素処理方式を採用している場合に限りです。
15	9	第3章	2	(3)	イ 技術者について	現場総括責任者の配置について、参加申請時から平成33年4月の運営・維持管理期間まで3年間の期間があるため、傷病をはじめとする様々な事情により配置が困難となる場合があります。その場合、貴連合と協議のうえ、当該要件を満足する同等の技術者を充当することで現場総括責任者変更を許可していただけると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	9	第3章	2	(3)	本施設の運営・維持管理業務を行う者の要件	「本施設の運営・維持管理業務を行う者」として要件を満たす構成員（＝別紙1事業スキーム図（例）における運営・維持管理企業）は、貴連合と運営事業者（SPC）が締結する運営維持管理業務委託契約に基づき、実際の運営・維持管理業務を実施する者との理解でよろしいでしょうか。その場合、要求水準書【運営・維持管理業務編】で規定される運営事業者（SPC）の業務は、運営・維持管理企業が行うことでよろしいでしょうか。	運営事業者（SPC）の業務を、運営・維持管理企業に合理的な範囲で委託することは可能ですが、SPCの独立性や本事業の安定性を損なわないこと及び廃掃法の再委託禁止等の法令に抵触しないよう十分に留意してください。
17	9	第3章	3	(2)	構成企業の制限	貴連合の最新の有資格者名簿の確認方法についてご教示願います。	久慈広域連合構成市町村（久慈市・洋野町・野田村・普代村）各々の確認方法・閲覧方法に従うこととし、詳細については構成市町村の担当課・担当者に問い合わせ願います。
18	9	第3章	3	(2)		登録企業名簿の閲覧方法をご教示下さい。	久慈広域連合構成市町村（久慈市・洋野町・野田村・普代村）各々の確認方法・閲覧方法に従うこととし、詳細については構成市町村の担当課・担当者に問い合わせ願います。
19	9	第3章	2	(3)	イ技術者について	「廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、一般廃棄物処理施設（汚泥再生処理センター）の現場総括責任者として経験を有する技術者」と記載がありますが、本文中の一般廃棄物処理施設については、し尿処理施設も該当するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	13	第4章	1	(2)		選定委員を公表頂けませんでしょうか。	選定委員は非公開としています。
21	15	第4章	2	(5)	契約保証金	建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結日までに納付するものとするがありますが、下記のいずれかに代えることは可能でしょうか。 ・契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供 ・債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証 ・債務の履行を保証する公共工事履行保証証券（いわゆる履行ボンド）による保証 ・債務不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結	「建設工事請負契約書（案）」第4条を参照してください。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	15	第4章	2	(5)	契約保証金	設計建設期間、運営・維持管理期間とも、建設工事請負契約書（案）第4条および運営・維持管理業務委託契約書（案）第4条の規定に基づき、契約保証金の納付に代わる保証を付すことも認められるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	15	第4章	2	(5)	イ 運営・維持管理期間にける保証	運営・維持管理業務委託契約書案第4条の記載より契約保証金の納付の代わりに、契約保証等の付保も認めて頂けると理解してよろしいでしょうか。その場合、保証期間を複数事業年度としてもよろしいでしょうか。	「運営・維持管理業務委託契約書（案）」第4条を参照してください。
24	19	第5章	1	(11)	提案書に関するヒアリング	ヒアリングの際に出席可能な人数について、具体的に想定される人数がございましたらご教示ください。	具体的な人数等については、7月中旬に提示予定のヒアリング通知書で連絡します。
25	22	第6章	3	(4)	施設計画図書	施設計画図書と技術提案書は、合冊にして提出する必要がございますでしょうか。合冊の場合、一冊あたりの枚数が多くなるため、分冊でのご提出を認めていただけますでしょうか。	合冊を原則とします。
26	23	第6章	3	(4)	エ 図面	a 全体配置図の欄に、「河川取水地点は詳細図を別図として提出すること」とありますが、河川取水地点詳細図について具体的にご教示願います。	河川取水地点における取水設備及び取水配管及び電気配線の詳細図等のことです。
27	23	第6章	3	(4)	エ 図面	処理棟とは別棟となる洗車場、車庫・倉庫、堆肥保管庫（別棟とする場合）、資材置場等の図面（平・立・断面図、仕上表等）は不要と考えてよろしいでしょうか。	処理棟以外に別棟となる建築物についても、図面（平・立・断面図、仕上表等）を提出してください。
28	26	第7章	4	(1)	提案書	入札説明書では「A4版(A3版書類についてはA4版に折込)」にある「A3版書類」とは様式15-6-1、15-17-1、15-17-2、15-18-1、15-18-2の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	27	第7章	4	(6)	提案書	関心表明書は提出しないこととありますが、提出可能なものは、資金調達に係る金融機関に関するものと、落札者選定基準・審査の視点にある堆肥の有効利用先に関するもののみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	27	第7章	5	(1)	施設計画に係る提案概要	A4版・縦・横書き・1枚(両面印刷で2ページ以内)とありますが、様式や文字数は任意と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	28	第7章	6	(2)	保険	「連合は・・・建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。」とありますが、当該共済の内容（補償の対象、補償の額など）をご教示ください。	連合の現有施設で加入しているものは、建物総合損害共済及び市民総合賠償補償保険であり、それと同程度のものを想定しています。
32	28	第7章	6	(2)	保険	「事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。」とありますが、必要な保険の内容は提案に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、加入する保険の種類や保険料の負担については、本事業の安定性とSPCの独立性の確保等を充分考慮して提案してください。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
33	29	第7章	6	(8)	ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	「不可抗力その他・・・(以下略)とあります。不可抗力として想定されている項目をご教示下さい。	「建設工事請負契約書(案)」第1条2(4)及び「運営・維持管理業務委託契約書(案)」第1条4(4)を参照してください。
34	31	別紙1			事業スキーム(例)	脚注に、基本契約、運営・維持管理業務委託契約は落札者、構成員とそれぞれ締結し、運営事業者設立後はその権利・義務を継承させるとありますが、時間的な制約のため、当初は落札者、構成員がSPCに代わって特定事業契約を締結し、SPC設立後にその地位と権利義務を継承するとの趣旨でしょうか。	脚注の「運営・維持管理業務委託契約は、連合と構成員との間で締結する。なお、運営事業者設立後は、運営・維持管理業務委託契約に定める構成員の地位並びに権利及び義務を運営事業者に承継させる。」は削除とします。運営・維持管理業務委託契約はSPCと締結しますので、SPCは仮契約締結までに設立してください。
35	33	別紙3	2	(2)	ア 運営・維持管理に係る業務委託料の算定方法	固定費iii補修費は運営・維持管理期間20年間の補修計画費合計を平準化した額を年度支払額とするとありますが、5年毎に平準化した額を年度支払額として頂けませんでしょうか。	原文のままとします。
36	33	別紙3	2	(2)	ア 汚泥再生処理センターの運営・維持管理に係る業務委託料の算定方法	運営事業者(SPC)の設立費用など、設計・建設期間に運営事業者に係る費用の支払い方法についてご教示ください。	別紙3に記載のとおり、運営・維持管理期間に運営・維持管理業務委託料としての支払いになります。
37	33	別紙3	2	(2)	ア 汚泥再生処理センターの運営・維持管理に係る業務委託料の算定方法	運営・維持管理業務委託契約書(案)p27「(1)本施設に係る運営・維持管理業務委託料等の算定方法」の「①固定費i」には「SPC維持費」の記載がありますが、本項においても同じと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	33	別紙3	2	(2)	ア 汚泥再生処理センターの運営・維持管理に係る業務委託料の算定方法	変動費に「その他費用(処理量に応じて増減する費用・・・)」とありますが、固定費iの「その他費用」も同様に「処理量に応じて増減しない費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	33	別紙3	2	(2)	ア 汚泥再生処理センターの運営・維持管理に係る業務委託料の算定方法	変動費に「その他費用(処理量に応じて増減する費用・・・)」とありますが、固定費iiでも同様に「処理量に応じて増減しない費用(合理的な説明を付すことができるもの)」を、「その他費用」として提案してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	33	別紙3	2	(2)	ア 汚泥再生センターの運営・維持管理に係る業務委託料の算定方法	(表の最上段:支払の対象となる費用の列)「その他費用」の処理量に応じて増減する費用において、「合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる」とありますが、この「提案」の時期は技術提案書提出時ではなく運営・維持管理期間中との理解でよろしいでしょうか。	提案書提出時、様式参考資料2~4で、合理的な理由を付して提案してください。
41	35	別紙3	4	(1)	イ 運営・維持管理業務に係る対価	(表の3段目:指標の列)光熱水費の需給契約の当事者は、貴連合と供給事業者と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	37	別紙4			リスク分担表 共通近隣対応リスク 上記以外のもの	要求水準書【運営・維持管理業務編】25頁第9節「その他関連業務」1. 近隣対応に「住民からの意見等があった場合、早急に連合が対応出来るよう速やかに報告の事」とあります。本施設運営に関する近隣対応は発注者である貴連合との協力体制が必要と考えますので、連合の欄に従分担の記載をさせていただけないでしょうか。	原文のままとします。ただし、実際の対応については、要求水準書及び運営・維持管理業務委託契約書(案)のとおりとします。
43	37	別紙4			リスク分担表	「共通」の「不可抗力リスク」について、事業者に「△」が付されていますが、事業者はどのような状況で、どの程度の不可抗力についてリスク負担するのかご教示ください(実施方針に係る質問に対する回答書No.32に関連します)。	「建設工事請負契約書(案)」及び「運営・維持管理業務委託契約書(案)」の該当箇所を参照してください。

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
44	38	別紙4			リスク分担保	注 2) に「物価変動については、一定程度までの変動は事業者の負担であり、それ以上は連合が負担する。」とありますが、これは、運営・維持管理業務委託契約書（案） p30の「(2) 改定の条件」における、「改定割合が±1.5%以上になった場合に改定すること」と読み取ってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	38	別紙4			リスク分担保	注4) に記載の「著しい変動」について、現時点において貴連合で想定している「著しい変動」とは、どの程度の変動か具体的にご教示願います。	現時点では、具体的には決めていませんが、運転・維持管理業務の安定的な継続に支障をきたすレベルの変動と考えています。
46	38	別紙4			リスク分担保 建設段階 性能リスク	リスクの内容が「要求水準書の不適合（施工不良を含む）」とあります。これは「要求水準書未達」と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書未達を含む要求水準書不適合と考えてください。
47	38	別紙4			リスク分担保 運営段階 性能リスク	リスクの内容が「要求水準書の不適合」とあります。これは「要求水準書未達」と読み替えてよろしいでしょうか。	要求水準書未達を含む要求水準書不適合と考えてください。
48	40	別紙5	2	(1)	セルフモニタリング 実施計画書の作成	「委託者の承諾を得る」とありますが、受託者が作成するセルフモニタリング実施計画書について、法令違反など特段の事情が無い場合は、御承諾戴けるとの理解でよろしいでしょうか。	法令遵守は当然ですが、本施設において運営・維持管理業務が安定して継続できているかを連合が確認できる内容であることが必要です。
49	42	別紙6	2	表 1	確認方法等	※2において、「運営・維持管理業務開始初年度（平成 33 年度（2021 年度））については、運営・維持管理期間を通したのもあわせて提出すること。」は、「設計・建設期間を通したのもあわせて提出すること。」と読み替えてよろしいでしょうか。	原文のままとします。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第1章	第2節 5.	(6)	資源化設備(堆肥化)	非常時に下水汚泥を受入れ可能な設備を設ける御指示ですが、下水汚泥搬入車両車種、搬入荷姿、積載重量ならびに非常時想定搬入量を御教示下さい。また下水汚泥の成分(発熱量、炭素量、窒素量、強熱減量等)についてもご教示ください。	下水汚泥の性状は含水率83%程度の脱水汚泥で、1,200t/年程度の発生を想定しています。搬入は4tダンプ車の予定です。 また、下水汚泥の成分(発熱量、炭素量、窒素量、強熱減量等)については、現時点で測定していないので、必要に応じて事業者で分析を実施してください。 なお、非常時とは、災害等により、下水汚泥(脱水汚泥)の終末処理場での処理が困難となった場合を想定しています。この場合において、し尿汚泥は水分70%まで脱水し、本連合のごみ焼却施設で処理を行い、下水汚泥は本施設で受け入れて、堆肥化処理を行うことを想定しています。受入れた下水汚泥を堆肥化装置等へ移送して堆肥化できるフローを提案してください。
2	3	第1章	1)	(6)	資源化設備(堆肥化)	非常時に下水汚泥を受入れ可能な設備を具備する御指示ですが、搬入下水汚泥の1日当り搬入量、搬入車両積載量、性状、想定される処理フローについてご提示願います。	No.1の回答を参照してください。
3	4	第1章	2)	(2)	(2) 防火地域	防火地域は指定なしということですが、法22条地域にも該当していないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	5	第1章	第2節 6.	4) (2)	敷地周辺設備	河川水(沢水)を取水する御指示ですが、通常時取水可能水量ならびに渇水時可能水量を御教示願います。また、沢中での取水設備設置に際し法的規制がありましたらご提示ください。	取水可能量については、別途提供する「環境影響評価準備書(p.260～271に示すW1地点等)」及び「地質調査報告書(3-17～3-25)」の調査結果を参考にして設定してください。 なお、法的規制については、現時点では確認されていませんが、受注後の河川管理者との協議により、条件等が指示される場合があります。
5	5	第1章	第2節 6.	4) (4)	敷地周辺設備	上水を洋野町上水道管から引き込む御指示ですが、接続配管口径、引き込み可能最大口径ならびに可能最大取水量及び水圧をご教示ください。	洋野町上水道管の配管口径は、φ150です。 その他の詳細については、受注後の担当部署との協議によります。
6	5	第1章	第2節 6.	4) (2) (3)	敷地周辺設備	取水口および放流口の形状・設備等について、河川管理者等から具体的な指定等がございましたらご教示ください。	現時点で詳細な協議はしていません。 受注後の協議により決定します。
7	8	第1章	4	3	3) 性能試験者とその期間	植害試験も含めて本工事の工期内に実施とありますが、試験結果の提出は工期外でよろしいでしょうか。	植害試験結果も含めて工期内としてください。
8	8	第1章	5	2)	2) 経費分担	試運転期間における沈砂・し渣の搬出はどちらの所掌でしょうか。	事業者の所掌です。
9	8	第1章	第5節	4)		「久慈地区汚泥再生処理センター建設事業 環境影響評価準備書」の資料をご提供願います。	「久慈地区汚泥再生処理センター建設事業 環境影響評価準備書」は、連合ホームページ上で公開していましたが、環境影響評価の手続き上、現在は公表期間が終了しています。 提供を希望する場合は、入札説明書「第5章1 (13) 事務局」に電子メールにて請求してください。
10	8	第1章	第5節	7)		引渡後の保証期間内における定期点検(1回/年、計3回)とありますが、定期点検の仕様についてご教示願います。	「第1章 第7節6. 定期点検」に示すとおり、各設備(土木建築、機械・配管、電気計装等)の状況調査や工程別水質及び施設の運転管理状況等を想定していますが、詳細は受注後の協議によります。
11	11	第1章	8	4	かし確認の基準	「運転に支障がある」状況を具体的にご提示頂けませんでしょうか。	施設・設備等に問題が生じて、「第2章 計画に関する基本的事項」における計画処理量、搬入時間、運転時間、性能等が定期的に発揮できないことなどを想定しています。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	14	第1章	第9節 1.	4) (1)	全体配置図	河川取水地点の詳細図を提出する御指示ですが、取水地点周辺の測量図をご提示ください。	測量図はありません。
13	14	第1章	第9節	(1)	全体配置図	全体配置図の留意事項より、「緩衝帯の一般車用駐車場、駐輪場、遊歩道等を明示」の表記が削除されておりますが、それらは不要という解釈でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとさせていただきます。
14	22	第1章	11	2	環境影響評価書の順守	事後調査の内容は環境影響評価準備書から大きな変更はないものと考えてよろしいでしょうか。	現在、意見聴取をしている段階であるため、評価書では変更が入る可能性はあります。
15	24	第2章	1		計画処理量	計画処理量105kL/日は、年平均計画処理量に月変動を見込んだ最大値と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	24	第2章	第2節	1	し尿等の搬入時間	搬入車両積載量は、最大3.85kLの御指示ですが、将来、8ton車両等での搬入の予定はございますでしょうか。	現時点では具体的な計画はありません。
17	26	第2章	第4節	1	1. 搬入し尿、浄化槽汚泥の性状	し尿および浄化槽汚泥について汚泥再生処理センターの計画・設計要領の搬入の値を採用されていますが、前処理後の性状値は計画・設計要領に提示の除き後の値で設計してよろしいでしょうか。	要求水準書に示す搬入し尿等の性状値で設計してください。
18	31	第2章	第8節		処理系列	処理系列は記載の系列数以上であれば各社提案としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	32	第2章	9	2	1) 量的変動	「量的変動（し尿、浄化槽汚泥等の1ヶ月平均搬入量の±10%）」とありますが、平均搬入量を105kL/日とし、1ヵ月間の量的変動範囲が±10%と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	32	第2章	9	2	1) 量的変動	12月の負荷増大はどの程度の量を見込めばよいでしょうか。年間変動のわかる搬入月報を開示願います。	平成28年度の月別搬入実績を提示します。（資料1）
21	32	第2章	第9節	2.	1) 量的変動	12月に搬入量が多くなるとありますが、既設処理場における月別搬入実績について資料のご提供をお願いします。また、資料のご提供は正式質疑回答日より早めのご提供を希望します。	平成28年度の月別搬入実績を提示します。（資料1）
22	32	第2章	第9節 2.	1)	施設における技術的要件	質的変動の割合（%）をご教示ください。	別添資料5を参考に想定してください。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
23	32	第2章	第9節 2.	1)	施設における技術的要件	し尿搬入量は、12月に多くなるとありますが、具体的な数値についてご教示ください。	平成28年度の月別搬入実績を提示します。（資料1）
24	34	第3章	第1節 2.	3)	プロワ類	送風先別の流量計について、オリフィス式の流量計を設け現場確認ができるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
25	34	第3章	第1節 3.	4)	ファン類	風量計について、現場指示を行うものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	40	第3章	2	1-2	1-2受入室 3) 構造等②	搬入車両2台が余裕をもって記載ありますが、計画される搬入車両の寸法をご教示願います。	搬入車両の最大値は、長さ643cm、幅220cm、高さ265cmです。
27	40	第3章	2	1	受入設備	システムをし尿、浄化槽汚泥に分けず、混合受入の2系列で提案することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
28	40	第3章	2	1-2	1-2受入室 3) 構造等②	受入室、前室の有効幅、有効長、車線数を確保できれば受入前室の車線数は各社提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
29	40	第3章	第2節	1-2	受入室	「①受入前室（1車線）」と「⑩受入前室は一方通行2車線」という表記がありますが、受入前室は1車線と2車線、どちらが正でしょうか。	受入前室は一方通行1車線を正としてください。
30	40	第3章	第2節	1-2	3) 構造等 ②	バキューム車が受入前室へ直進で安全に進入できるための進入距離は必要でしょうか。	お見込みのとおりです。
31	40	第3章	第2節	1-2	3) 構造等 ⑩	受入前室について一方通行2車線の御指示ですが、①から受入前室は計量装置を備えた1車線として受入室内で2車線に分岐するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	41	第3章	2	1-2	1-2受入室 3) 構造等⑩	受入前室は一方通行2車線とありますが、1-2受入室（受入前室含む）の3) ①に「受入前室（1車線）で計量後、受入室内で2車線に分岐して投入できるように」と記載あります。どちらを正とするかご提示願います。	No. 29の回答を参照してください。
33	41	第3章	第2節 1.	1-2 3)	受入室（受入前室含む）	⑩受入前室は、一方通行2車線と記載がありますが、①に受入前室（1車線）と記載があるので、1車線でよろしいでしょうか。	No. 29の回答を参照してください。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	41	第3章	第2節 1.	1-3 4)	自動扉設備	受入室の〔超高速シャッター〕について、当社が本施設で納入予定している製品は、本体〔アルミ製〕、枠〔溶融亜鉛メッキ処理〕、ガイドレール〔アルミ製〕、シャッターボックス設備〔溶融亜鉛メッキ処理〕を計画していますが、よろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
35	41	第3章	第2節 1.	1-3 4)	自動扉設備	受入前室と受入室との中間〔1〕基には、視認性のよいアクリルパネルをアルミ枠にて固定したパネル形式を採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
36	41	第3章	第2節	1-3	4) 材質	本体材質についてアルミ製の御指示ですが、樹脂製等防食材質の使用は提案可能でしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
37	42	第3章	第2節 1.	1-5 4)	沈砂層	沈砂槽数量について各1槽の御指定ですが、複数槽としてもよろしいでしょうか。	可とします。
38	43	第3章	第2節 2.	2-2 5)	真空プロワまたは真空ポンプ	真空ポンプの主要材質は、搬入のパキュム車でも利用されている耐久性、耐食性に優れたものを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
39	48	第3章	第2節 4.	4-1 1)	細砂原水タンク	形式について角または円筒型タンクの御指示ですが、RC造としてもよろしいでしょうか。	可とします。
40	49	第3章	第2節 4.	4-4 1)	細砂水切装置	形式について水切タンク+チェーンコンベヤの御指示ですが、稼働実績のある微細目ドラム式スクリーン型としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
41	50	第3章	第2節 5.	5-2 7)	し尿貯留槽攪拌ポンプ	ポンプ攪拌方式とする御指定ですが、槽内液を確実に均質化するために空気攪拌装置を予備的に設けてもよろしいでしょうか。浄化槽汚泥貯留槽についても同様に計画してもよろしいでしょうか。	高濃度臭気における脱臭風量の増加によるランニングコスト等への影響も含めて同等以上であることが説明できれば可とします。
42	53	第3章	第2節 7.	7-3 4)	予備貯留槽(1)用投入ポンプ	数量について専用の交互使用機を1台設ける御指示ですが、し尿投入ポンプとの共通交互使用機としてもよろしいでしょうか。	配置や運転管理上等で支障が生じないのであれば、可とします。なお、その他の共通交互利用機についても、p. 39 第3章 第1節 9. その他 17) に示す条件が充足できるのであれば、提案を可とします。
43	54	第3章	第2節 7.	7-5 4)	予備貯留槽(2)攪拌装置	数量について専用の交互使用機を1台設ける御指示ですが、能力が同じし尿貯留槽攪拌ポンプとの共通交互使用機としてもよろしいでしょうか。	No. 42の回答を参照してください。
44	54	第3章	第2節 7.	7-6 4)	予備貯留槽(2)用投入ポンプ	数量について専用の交互使用機を1台設ける御指示ですが、浄化槽汚泥投入ポンプとの共通交互使用機としてもよろしいでしょうか。	No. 42の回答を参照してください。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
45	55	第3章	第3節	2 5)	硝化・脱窒素槽	有効水深が5m程度の場合、側壁マンホールは不要としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	56	第3章	第3節 3.	3-2 3-2-1 2)	曝気ブロワ	酸素溶解効率の根拠資料提示とありますが、社外秘データのため、採用した酸素溶解効率と同じ他稼働施設の設計計算書を提出することでよろしいでしょうか。	設計計算書では根拠とならないので不可とします。
47	56	第3章	第3節	3-1-1	2) 設計条件	酸素溶解効率について根拠資料を提示する御指示ですが、指針外施設技術評価書でもよろしいでしょうか。	酸素溶解効率が証明できるものであれば可とします。
48	59	第3章	第3節	7	メタノール注入装置	2行目「タンクおよび配管はSUS304同等以上とすること。」とありますが、主要材質は耐食性・耐薬品性を確保しかつ50%濃度のメタノール使用を考慮し樹脂製として提案してもよろしいでしょうか。	可としますが、耐衝撃性等についても配慮してください。
49	60	第3章	第3節 8.	8-1 1)	冷却装置	形式について角形の御指定ですが、使用メーカーが制限されるため円形の採用も可としていただけないでしょうか。	メンテナンス性を考慮しているため、要求水準書のとおりとしてください。
50	61	第3章	第3節 8.	8-4	熱交用循環ポンプ	専用ポンプを設ける御指示ですが、硝化液循環ポンプを兼用してもよろしいでしょうか。	冷却不要時にも問題なく運転が行えるのであれば可とします。
51	64	第3章	第3節	12	返送汚泥ポンプ	専用ポンプを設ける御指示ですが、指針外技術評価ならびに稼働実績から硝化液循環ポンプを兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。
52	64	第3章	第3節	13	余剰汚泥引抜ポンプ	返送汚泥配管の自動バルブ切替によって、余剰汚泥引抜量を制御可能な場合、本ポンプは「返送汚泥ポンプ」にて機能を兼用しても宜しいでしょうか。	可とします。
53	68	第3章	第4節	2	2. 薬品供給設備	本事業はDBO方式になりますので、JWWA規格の適用は除外するものとして提案してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	72	第3章	第4節 4.	4-2 5)	ろ過原水ポンプ	主要部材質についてSCSの御指示ですが、電食が発生した事例が多いため接液部ゴムライニングポンプを採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
55	72	第3章	第4節 4.	4-4 5)	ろ過洗浄ポンプ	主要部材質についてSCSの御指示ですが、電食が発生した事例が多いため接液部ゴムライニングポンプを採用してもよろしいでしょうか。	可とします。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
56	72	第3章	第4節	4-3	砂ろ過塔 3)数量	設置基数は2塔(交互利用1塔)の記載はご指定でしょうか。ろ過層の自動洗浄により、弊社実績及び運用方法の提案により1塔での提案も可能でしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
57	74	第3章	第4節 5.	5-2 5)	活性炭原水ポンプ	主要部材質についてSCSの御指示ですが、電食が発生した事例が多いため接液部ゴムライニングポンプを採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
58	74	第3章	第4節 5.	5-5 3)	活性炭洗浄ポンプ	数量について専用の交互使用機を1台設ける御指示ですが、必要能力が同等であることからろ過洗浄ポンプとの共通交互使用機としてもよろしいでしょうか。	No. 42の回答を参照してください。
59	74	第3章	第4節 5.	5-5 5)	活性炭洗浄ポンプ	主要部材質についてSCSの御指示ですが、電食が発生した事例が多いため接液部ゴムライニングポンプを採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
60	74	第3章	第4節	5-3	活性炭吸着塔 1)型式	型式は弊社実績のある「上向流移動床式活性炭吸着塔」の提案も可能でしょうか。提案が可能な場合、設置基数は1塔で可能となり処理状況に応じて必要量の活性炭の引抜が可能な構造となります。	可としますが、非常時を考慮して、設置基数は、2基以上としてください。
61	74	第3章	第4節	5-3	活性炭吸着塔 7)構造等 ③	維持管理費の低減を図るため、活性炭交換頻度は各社提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください、
62	75	第3章	4	6-1	6-1新炭供給槽	活性炭吸着塔への新炭投入は、新炭供給槽及び活性炭投入ポンプを介さず、活性炭吸着塔上部に設けたホイストレールからフレコンバックで直接投入する方法を採用してもよろしいでしょうか。なお、投入時の粉塵や作業性に留意した対策を計画します。	要求水準書のとおりとしてください。
63	76	第3章	2	7)	7) 付属機器 ①	移送ポンプの用途についてご教示願います。	水路型照射装置とした場合の装置内への処理水の移送用途を想定しています。
64	77	第3章	6		資源化設備	非常時に下水汚泥を受け入れる場合、運転にかかる費用や肥料性状変動による販売への影響が発生した場合は貴連合負担でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、非常時の影響については、都度協議により対応するものとします。
65	81	第3章	第6節 4.	4-5 8)	汚泥脱水機	スクリーンプレス型脱水機の場合の付属品について高温高压洗浄装置は、夾雑物除去装置用を共用してもよろしいでしょうか。なお、洗浄ポンプは、各々専用とします。	必要な貯湯量が確保できるのであれば可とします。
66	83	第3章	第6節	5	5.汚泥調質剤注入装置	必要な調質剤の仕様は各社提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
67	86	第3章	第6節 7.	7-1	返送堆肥ホoppa	返送堆肥ホoppaは、製品ホoppaを兼用し、コンベヤで移送先を切り替える方式としてもよろしいでしょうか。	可とします。
68	87	第3章	第6節 8.	8-3	燃料タンク	加温方式を電気式ヒーターとし燃料タンクを省略してもよろしいでしょうか。	補修費等も含めて維持管理費が同等以上であれば、可とします。
69	89	第3章	第6節	13 3)	堆肥袋詰装置	堆肥袋詰装置1台にて20kgと1kgの袋詰めが可能な場合、数量を1式としてもよろしいでしょうか。	可とします。
70	90	第3章	第6節	16	4)構造等	「3ヶ月分の堆肥を貯留できること」と記載がありますが、地域住民への配布を勘案した運営上必要な容量の3ヶ月分を確保するということがよろしいでしょうか。	毎月滞ることなく全量の販売を継続することが可能であれば、可とします。ただし、非常時等を想定して、生産堆肥の1ヶ月分程度の容量は確保してください。
71	102	第3章	第7節 4.	4-1 3)	低濃度臭気捕集ファン	数量について1基の御指定ですが、効率的な臭気捕集を考慮し、1基以上としてよろしいでしょうか。	可とします。
72	102	第3章	第7節 4.	4-2 4)	低濃度用活性炭吸着塔	数量について1基の御指定ですが、効率的な臭気捕集を考慮し、2基以上としてよろしいでしょうか。	可とします。
73	103	第3章	第7節	5	処理臭気排気口	形式は鉄筋コンクリート造との御指示ですが、鉄筋コンクリート造の内部に樹脂製配管を通す構造とすることはでしょうか。	美観、耐久性及び耐候性等に配慮するのであれば、可とします。
74	104	第3章	8	1	取水設備	沢の流量が少ないときに使用する上水の料金は貴連合負担と考えてよろしいでしょうか。	事業者の負担と考えてください。
75	104	第3章	第8節 1.	1-3	除鉄・除マンガン処理設備	必要に応じて設ける御指示ですが、河川水の分析は建設事業者が実施することから、入札説明書御提出時点では、未検討とし、契約後の検討としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、設備が必要となった場合を想定して、機器の設置スペースの確保等に配慮してください。 なお、設置に係る費用は、事業者の負担となります。
76	104	第3章	8	1-3	除鉄・除マンガン処理設備	原水の性状が明らかでないので、除鉄・除マンガン設備が必要な場合は貴連合で負担願います。事業者負担とする場合は必要な設備の設置を指定願います。	No. 75の回答を参照してください。
77	104	第3章	第8節	1-2	河川水取水設備	沢の取水点の隣接地は民有地のため、設備の設置は不可と記載がありますが、具体的に隣接地の民有地との境界線等をご教示ください。	取水点周辺の公図を提示します。(資料2) なお、地番25-3、27-1は民有地となっています。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
78	108	第3章	第8節 4.		放流設備	放流管理設管施工に関して、道路管理者との協議は終了しているものと考えてよろしいでしょうか。また「沢を経由して高家川に放流するもの」となっておりますが、河川への放流管設置（工作物の設置、占用等）について河川管理者との協議は終了しているものと考えてよろしいでしょうか。	協議は、終了していません。 詳細協議は、受注後に実施することになります。
79	108	第3章	第8節	4	4. 放流設備	放流管理設管施工に関して、道路管理者との協議は終了しているものと考えてよろしいでしょうか。また「沢を経由して高家川に放流するもの」となっておりますが、河川への放流管設置（工作物の設置、占用等）について河川管理者との協議は終了しているものと考えてよろしいでしょうか。	No. 78の回答を参照してください。
80	108	第3章	第8節 4.		放流設備	放流地点における法的制約を御提示下さい。 また、放流配管敷設用地に民有地は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。	法的規制については、現時点では確認されていませんが、受注後の河川管理者との協議により、条件等が指示される場合があります。また、放流管敷設にあたっては、民有地を含まないように町道と沢が接している位置に施工するものとしてください。
81	108	第3章	第8節 4.		放流設備	放流管敷設工事におきまして、施工期間中に道路の全面通行止めを出来ない区間がありましたら、ご教示ください。	道路管理者との今後の協議によります。
82	109	第3章	第8節 4.	4-2 6)	放流ポンプ	主要部材質についてSCSの御指示ですが、電食が発生した事例が多くあるため接液部ゴムライニングポンプを採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
83	110	第3章	8			平成29年7月の見積仕様書に浄化槽水張水槽の記載がありましたが、要求水準書に記載がないので設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
84	111	第4章	1	1-3	(1) 処理棟の構造	鉄筋コンクリート造を基本とありますが、屋根の一部を鉄骨造として提案することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
85	111	第4章	第1節	1-3	構造計画	地下部は土木仕様による構造計算であれば、限界状態設計法でなくてもよろしいでしょうか。	地下部はレベル2地震動に対して、限界状態設計法により安全性を確認してください。
86	111	第4章	第1節	1-3	構造計画	車庫・倉庫等、処理棟と別棟となる建築物全てにも、重要度係数I=1.25が適用されますでしょうか。	処理棟と別棟となる建築物には適用しません。
87	112	第4章	第1節 1.	1-5 1-5-1 (1)	処理部	便所について収集業者用と作業員用を設ける御指示ですが、124頁3-6 (1)から兼用と判断してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	112	第4章	第1節	1-5-1	処理部	工具・部品格納庫と倉庫を別々の部屋ではなく、広めの面積を確保した一体の倉庫とする提案は可能でしょうか。	別々に設けるものとしてください。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
89	112	第4章	第1節	1-5-2	管理部	事務室、書庫、更衣室等は、SPC用として貴連合向けは不要と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、書庫は本連合の完成図書等の施設関連書類も含めて収納できる広さを確保してください。
90	113	第4章	第1節 1.	1-5 1-5-2 (1)	管理部	各種監視室について、インターホン付操作ポスト、監視カメラを設置することで、受入室の状況を中央監視室にて監視できることから、受入室に隣接する受入監視室を不要としてもよろしいでしょうか。	運営・維持管理体制を勘案して提案してください。
91	113	第4章	第1節	1-5-2	管理部	電気室を処理部に配置する提案は可能でしょうか。	防火区画で隔離できて、中央監視室から近い位置であれば問題ありません。
92	113	第4章	第1節	1-5-2	管理部	下記の部屋は不要と考えてよろしいでしょうか。 ①作業員用事務室 ②運営事業者用控室 ③作業員用湯沸室 ④運営事業者用会議室（倉庫含む）	お見込みのとおりですが、作業員控室には給湯設備を設けてください。
93	113	第4章	第1節	1-5-2	管理部	湯沸室は、必要に応じて事務室内に設ける提案も可能でしょうか。	事務室のスペースが確保され、使い勝手に問題なければ提案を受けて協議とします。
94	113	第4章	第1節	1-5-2	管理部	湯沸室は2Fには不要という理解でよろしいでしょうか。	作業員控室を2階に設ける場合は不要です。
95	113	第4章	第1節	1-5-2	管理部	2F中央監視室の収容人数は、提案者の運転人員によるものと解釈してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
96	113	第4章	第1節	1-5-2	管理部 (10)	シャワーブースは2室設けること（男女別）との記載がありますが、男子1室、女子1室という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
97	114	第4章	第1節	1-7	その他 (5)	(5)階段の有効幅員は1.5m以上の御指示ですが、階段の片側もしくは両側に手摺を設置する場合は、有効幅員の考え方はどのようになりますでしょうか。手摺の幅も有効幅員に含めてよろしいでしょうか。	手摺の出が10cm未満であれば、有効幅員に含まれるものとします。
98	114	第4章	第1節	1-7	その他 (5)	「必要箇所に階段を設けること（2箇所）」とありますが、施設全体に2箇所とのことでしょうか。	作業動線、2方向避難を考慮して2箇所計画してください。
99	115	第4章	1	2-2	工事排水	工事排水は北側道路側溝へは排水できないのでしょうか。	不可とします。要求水準書のとおりとしてください。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
100	115	第4章	1	2-3	土工事	土対法に基づく地歴調査、形質変更等の届出は必要でしょうか。また、汚染が判明した場合の調査及び対策費用（調査及び対策期間も含む）は所掌外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	115	第4章	第1節 2.	2-4 (2)	地業工事	杭工事について当社では、大臣認定工法を予定しています。杭に関する大臣認定は、建築基準法施行規則第1条の3第1項第一号ロ(2)の表3の規定に基づく認定として、平成13年国土交通省告示第1113号第6第一号において、基礎杭の許容支持力として指定された値の妥当性について、認定を受けています。また、提示された地質調査報告書により、砂質土（まさ2）が、支持層としては適正な地層であることが確認されています。杭工事の品質管理におきましては、杭支持力の妥当性の認定を受けた大臣認定の杭工法を採用の上、適切な施工管理を行いますので、載荷試験の実施は不要と考えてよろしいでしょうか。	支持力の適正な設定、施工実績及び品質管理上問題ないことが確認できれば不要とします。
102	115	第4章	第1節	2-4	地業工事	柱状地盤改良の場合は、地盤の載荷試験は不要と考えてよろしいでしょうか。	柱状地盤改良は載荷試験を実施して、支持力を確認することとします。
103	116	第4章	第1節	2-7	鉄骨工事	鉄骨は溶融亜鉛メッキ工法同等以上の御指示ですが、DP塗装とすることも可能でしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
104	116	第4章	第1節	2-8	(2) 水張り試験	試験用の水は、河川水としてもよろしいでしょうか。	工事中の沢からの採水は不可とします。
105	117	第4章	1	2-8	防食工事	「施設保証期間3年以内に受注者により水槽内を点検し」とありますが、点検前の液移送及び槽内清掃に要する費用は受注者負担でしょうか。	お見込みのとおりです。
106	117	第4章	第1節	2-8	防水・防食工事	(3)④に「なお、水槽内点検の費用負担は受注者によるものとする。」と記載がありますが、水槽内部の浸漬・清掃は別途と考えてよろしいでしょうか。	受注者負担により実施してください。
107	119	第4章	第1節 2.	2-11 (3)	シャッター	シャッターはすべて電動式とし、高速シャッターとすること、と記載がありますが、高速シャッターは受入前室と受入室の自動扉設備のみで宜しいでしょうか。	施設に設置するシャッターは、すべて電動式の「高速シャッター」ですが、自動扉装置は「超高速シャッター」です。
108	119	第4章	第1節	2-11	(3) シャッター ②	「シャッターはすべて電動式とし、高速シャッターとすること」とありますが、高速シャッターとするのは受入室のみと考えてよろしいでしょうか。	No. 107の回答を参照してください。
109	119	第4章	第1節	2-12	内部仕上げ (2)	「⑥ 下階に水槽がある処理部の床については、二次コンクリートの下部に防水層を設けること」とありますが、下階に地下ポンプ室がある床および2階処理部の床には二次コンクリートの下部に防水層は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
110	123	第4章	第1節	3-5	3-5 ガス設備	シャワー室の給湯設備を電気湯沸器で計画を行うことは可能でしょうか。	可とします。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
111	128	第4章	第2節 3.	11)	配管支持材	支持材料について、SUS製との記載があります。この場合サポート自体が耐食性を有することから、根巻は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
112	130	第4章	第2節 6.	11)	配管の材質	放流管として、ポリエチレン管を使用してもよろしいでしょうか。	可とします。
113	133	第4章	第3節		電気設備	河川水取水ポンプの電源は、低圧にて電気室から送電する計画としますが、近接道路脇に電柱の設置は可能でしょうか。	管理者との協議によりますが、原則として、取水場から場内までは電源線及び制御線を町道に配管とともに埋設としてください。また、取水場所には制御盤設置が困難なため制御盤の設置は場内とします。
114	136	第4章	第3節	2-3	(3) 盤構成 ②	変圧器盤の主遮断器は励磁突入電流対策機能付きLBSとしてよろしいでしょうか。	電力会社との協議によります。
115	137	第4章	第3節 2.	2-3 (4)	特記事項	デマンド機能はデータログのソフトウェアで構築してもよろしいでしょうか。	可とします。
116	138	第4章	第3節 3.	3-1 (2)	監視方式	運転、停止操作スイッチとして、タッチ式表示操作盤（タッチパネル）を採用してもよろしいでしょうか。	可とします。
117	143	第4章	3	6-4	照明器具	高天井用照明の場合、電（手）動式の昇降機を設けること”との仕様ですが、LED照明の普及及び長寿命化により、昇降装置を製造中止しているメーカーもあります。”交換方法を考慮すること”として頂けないでしょうか。	昇降装置を設けない場合は、容易に交換できる位置に設置するか、交換方法を考慮することとしてください。
118	144	第4章	第3節 7.	7-3 (2)	設置個所	テレビ等共聴設備の設置場所は、〔事務所、会議室、作業員控室等〕となっており、添付①の各室内部仕上りリストの作業員控室の備考欄のみテレビの記載がありますので、備品としてのテレビは作業員控室のみでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
119	144	第4章	第3節	6-7	特記事項 (8)	「作業員事務室」という表記がありますが、中央監視室のことを指していますでしょうか。または、別途必要な部屋ということでしょうか。	作業員事務室は、不要とします。
120	146	第4章	第4節 2.	(3)	中央監視盤	マイクロホンの使用用途をご教示ください。	作業員等各所への一斉連絡用です。
121	147	第4章	第4節 4.		テレビ監視装置	テレビ監視装置としてネットワークカメラを採用してもよろしいでしょうか。	可としますが、映像処理によるタイムロスに配慮してください。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
122	148	第4章	第4節 6.		警報	非常時の通報方式は、メールと音声の両機能を必要としますでしょうか。	要求水準書のとおりとしてください。
123	149	第4章	第4節 9.	9-3	機器仕様	リモート操作とは、現場から離れた中央監視室でのリモート操作との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	151	第5章	第1節		土地造成工事	「計画敷地は、現況渡し」となっておりますが、樹木の伐採、抜根、処分についても本工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
125	151	第5章	第1節		土地造成工事	「計画敷地は、現況渡し」となっておりますが、樹木の伐採、抜根についても本工事と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	151	第5章	第1節		土地造成工事	土地造成工事に伴い、擁壁等の構造物が必要となった場合、別添資料1 現況平面図に示された境界（距離が示されているライン）より外側には構造物は設置出来ないと考えてよろしいでしょうか。	敷地境界から外側には構造物の設置はできません。
127	151	第5章	第1節		土地造成工事	土地造成工事に伴い、擁壁等の構造物が必要となった場合、別添資料1 現況平面図に示された境界（赤線）より外側には構造物は設置出来ないと考えてよろしいでしょうか。	No. 126の回答を参照してください。
128	151	第5章	第3節		駐車場工事	来客用および職員用乗用車20台分の駐車場を設けることとの御指示ですが、来客用駐車場と職員用駐車場は分けずに一体の駐車場とする提案は可能でしょうか。また、職員および作業員合わせて20名を想定されておりますが、駐車場は来客分も考慮すると20台分の問題ありませんでしょうか。	連合は、施設に常駐しませんので、運営事業者用と来客用を合わせて20台程度の駐車場を確保するものとしてください。 なお、駐車場は、場内動線上、運営事業者用と来客用を分けて配置するものとしてください。
129	151	第5章			付帯工事、その他工事	別添資料2 施設配置計画図（案）に図示されている「堆肥保管庫」および「資材置場」に関して仕様や構造等が明記されておませんが、詳細についてご教示願います。	鉄骨造平屋建てを想定しています。規模、仕上げ等については利便性、美観、耐久性等を考慮して各社提案とします。
130	152	第5章	第4節		車庫・倉庫等工事	車庫、倉庫を合棟とする御指示ですが、別添資料2から処理棟との合棟とする必要は無いと判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
131	152	第5章	第4節		車庫・倉庫等工事	車庫・倉庫および資材置場は、鉄骨造となっておりますが、鉄骨については、錆び止めの上、塗装仕上げと考えてよろしいでしょうか。	規模、仕上げ等については利便性、美観、耐久性等を考慮して各社提案とします。
132	152	第5章	第4節		車庫・倉庫等工事	配置計画にあたり、車庫に入る車両（乗用車2台、4tダンプ1台）について、用途をご教示ください。	用途は、特に設定していません。

2-1 要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
133	152	第5章	第4節		車庫・倉庫等工事	「車庫・倉庫及び資材置場・・・」とあり、車庫と倉庫は合棟にするという御指示ですが、資材置場も車庫・倉庫と合棟にするという提案は可能でしょうか。	可とします。
134	152	第5章	第4節		車庫・倉庫等工事	鉄骨造となっておりますが、鉄骨の仕上げは塗装と考えてよろしいでしょうか。	No. 131の回答を参照してください。
135	158	添付資料 ②			建築機械・電気設備 リスト	建築機械設備リスト（処理棟管理部）の作業員控室において、給湯器具および流し台の記載がありますが、P. 123の給湯設備の対象箇所及び添付資料①の対象箇所にも記載がないため、作業員控室には給湯器具および流し台は不要と考えてよろしいでしょうか。	給湯器具及び流し台は設けることとしてください。
136	158	添付資料 ②			建築機械・電気設備 リスト	作業員控室と同じフロアに湯沸室がある場合、作業員控室に流し台の設置は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	158	添付資料 ②			建築機械・電気設備 リスト	建築機械設備リストの階段において、空調設備に○印の記載がありますが、ドアで区切られた階段室以外の階段においても、空調設備は必要でしょうか。	管理部の階段は空調設備を設けることとします。
138	158	別添資料2			施設配置計画図(案)	別添資料2には資材置場の記載がありますが第5章付帯工事、その他工事に具体的な仕様等が明記されていません。必要面積をご提示ください。	規模、仕上げ等については利便性、美観、耐久性等を考慮して各社提案とします。

2-2 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第2章	第1節	4.	(6)電話	貴連合用の電話回線の必要回線数は、FAXとも共用で1回線と考えて宜しいでしょうか。また、回線使用にあたり基本料金および使用料金は運営・維持管理業務として別途と考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書 設計・建設工事編」p.144を参照してください。なお、回線使用料は委託料に含まれます。
2	4	第2章	第1節 4.	(6)	敷地周辺設備	「連合用、受注者用の必要数を確保する。」とありますが、貴連合の電話の必要数をご教示願います。	「要求水準書 設計・建設工事編」p.144を参照してください。
3	5	第2章	第2節	2.	し尿等の搬入時間	し尿等の搬入時間は、午前3.5時間、午後3.5時間の計7時間と推察します。次項の各設備の運転時間において、「受入貯留設備」は5時間と記載がありますので、搬入時間と設備の稼働時間に矛盾が生じます。また、職員の勤務時間は午後5時15分までとなっています。万が一時刻に搬入が集中した場合は、受入槽内に搬入物が残留し、翌日の処理と考えてもよろしいでしょうか。又は、受入貯留設備の稼働時間を7時間として稼働させることも可能と考えてよろしいでしょうか。	受入貯留設備の運転時間は、破砕機や夾雑物除去装置等の運転時間であり、搬入時間との矛盾は生じていません。なお、受入槽内は搬入当日中に空にすることを原則としてください。
4	5	第2章	第2節	2	し尿等の搬入時間	表に示されている搬入車両の積載容量別台数は、現時点での許可業者の保有車両台数と考えてよろしいでしょうか。	現時点で、連合現有施設に搬入する車両の積載容量別台数を示しています。
5	7-10	第2章	第2節	3 4 5	3. 悪臭 4. 騒音 5. 振動	臭気、騒音及び振動の測定実施頻度に指定はありますでしょうか。また、これら測定の実施主体者は、環境管理業務として事業者が実施するもの（計量証明は不要）と考えてよろしいでしょうか。	測定頻度は、最低1回/年実施するものとして、提案してください。ただし、測定は、第三者機関により実施し、計量証明を提出してください。なお、詳細は、環境保全計画の策定時の協議とします。
6	10	第2章	第4節	3)	汚泥	脱水機からの脱水汚泥含水率は、保証値は70%として運用時の含水率設定は事業者による提案とさせていただきます。【設計・建設工事編】の要求水準書記載内容と整合させていただきたいと考えます。	要求水準書のとおりとしてください。
7	10	第2章	第4節	4)	4) 資源化製品	植害試験の実施時期は工期内とされていますが、工期内とは設計・建設期間または運営維持管理期間のどちらを指すものでしょうか。	設計・建設工事の期間を指します。要求水準書【設計・建設業務編】に対する質問に係るNo.7の回答を参照してください。
8	12	第2章	第7節		環境影響評価書の遵守	入札説明書p6の本事業における事業者選定スケジュールにおいて、入札提案書類の受付期限が、平成30年6月15日（金）とあり、遵守すべき「貴環境影響評価書」の完成が平成30年5月中であれば、設計への組込みは非常に短期間であり、概要版だけでも先にご開示いただけないでしょうか。	環境影響評価書の内容が確定次第、提供することを考えています。なお、環境影響評価準備書を資料として提供しますので参考としてください。（環境影響評価準備書の提供については、要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問に係るNo.9の回答を参照してください。）
9	13	第2章	第11節		連合の検査	貴連合が実施する管理運営全般に対する立ち入り検査の実施頻度についてご教示願います。又は、2回/年(半期に一度)程度の頻度で実施されるものと想定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、2回/年程度の頻度を予定しています。ただし、日常の運転管理に関する立入検査・確認は、不定期に予告なく実施する考えです。
10	13	第2章	第12節		「設計・建設工事」への協力	「責任者を選任し、当該「設計・建設工事」に関する会議に参加する事」とあります。責任者の選定は事業者の裁量によると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、責任者は、汚泥再生処理センターの運転管理業務実績のある者としてください。
11	13	第2章	第12節		「設計・建設工事」への協力	責任者を選任し、当該「設計・建設工事」に関する会議に参加することとありますが、選任する責任者は、配置予定の現場総括責任者以外としても構わないでしょうか。	No.10の回答を参照してください。

2-2 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	14	第2章	第14節		明渡し基準	「明渡し前に適当な引継ぎ期間を設けて」とありますが、次期運営・維持管理業務運営事業者に対する運転教育期間として貴連合がお考えの期間についてご教示願います。	1ヶ月程度を想定しています。
13	16	第3章	第2節		有資格者の配置	廃棄物処理技術者の経験年数に制限は無いものと考えてよろしいでしょうか。	経験年数は少なくとも3年間以上の経験を有するものとしてください。
14	16	第3章	第2節		有資格者の配置	電気主任技術者の配置について、みなし設置者制度を活用する場合、「ただし、電気主任技術者は、設計・建設段階から参画している者を配置」の「者」については個人ではなく、委託先の専門業者（法人）を指すと考えてよろしいでしょうか。	個人、法人のどちらでも可とします。ただし、法人の場合は情報が共有されることが条件です。
15	16	第3章	第4節		勤務日及び時間	連合様の標準的な勤務日及び時間をご教示ください。	要求水準書【設計・建設業務編】p.2 第1章 第2節 3. 運転管理に示す職員の勤務時間と同様です。
16	16	第3章	第4節		勤務日及び時間	「連合が行う定期修繕及び事故・災害等の非常時等には、必要に応じて対応を行うものとする。」とありますが、通常の運営管理業務とは別途業務内容として費用請求が可能な業務と解釈してよろしいでしょうか。	「連合が行う定期修繕」は、誤記につき削除とします。 「事故・災害等の非常時等」の対応に係る費用については、都度協議とします。
17	17	第4章	1	4	沈砂の取り扱い	本施設から沈砂の排出先施設までの距離、または車両移動での所要時間をご提示願います。	現時点で以下の施設を想定していますので、そこから判断をお願いします。 久慈地区最終処分場 (所在地：岩手県久慈市夏井町鳥谷4-23-6)
18	17	第4章	1	5	し渣の取り扱い	本施設からし渣の排出先施設までの距離、または車両移動での所要時間をご提示願います。	現時点で以下の施設を想定していますので、そこから判断をお願いします。 久慈地区ごみ焼却場 (所在地：岩手県久慈市夏井町大崎3-95)
19	17	第4章	第1節 4.5.		沈砂の取り扱い し渣（きょう雑物）の 取り扱い	いずれの項目にも「搬出先は連合が指定する施設」とあります。現時点で想定される搬出先が有りましたらご教示ください。	現時点で以下の施設を想定しています。 脱水し渣 ：久慈地区ごみ焼却場 (所在地：岩手県久慈市夏井町大崎3-95) 沈砂：久慈地区最終処分場 (所在地：岩手県久慈市夏井町鳥谷4-23-6)
20	17	第4章	第1節	4 5	4. 沈砂の取り扱い 5. し渣の取り扱い	貴連合の指定する施設までの距離をご教示ください。また、沈砂、し渣ともに同一の施設への搬出と考えるとよろしいでしょうか。	No. 17～19の回答を参照してください。
26	17	第5章	第2節	4 6	4. 沈砂の取り扱い 6. し渣の取り扱い	貴連合の指定する施設の受入条件（曜日、時間）をご教示ください。	下記のとおりです。 久慈地区ごみ焼却場（脱水し渣） 月～金曜日9:00～16:30（ただし昼休み12:00～13:00） 久慈地区最終処分場（沈砂） 月～金曜日9:00～16:30（ただし昼休み12:00～13:00）
21	17	第4章	1	6	資源物（堆肥）の取 り扱い	堆肥の余剰分は運営事業者が買い取ることでありますが、地元への無償配布はどの程度の量でしょうか。事業収支に関わりますので、具体的な数値を提示願います。	現時点において、住民への無償配布分は年間75tを想定しています。

2-2 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
22	17	第4章	第1節 6.		資源物(堆肥)の取り扱い	「堆肥の所有権は、連合に帰属し、運営事業者は、製造した堆肥を地域住民に無償配布するものとする。」とありますが、地域住民への無償配布量(年間及び月間)のお見込み量をご教示ください。	No. 21の回答を参照してください。
23	17	第4章	1	6	資源物(堆肥)の取り扱い	堆肥の地域住民への無償配布とは施設内での指定場所受渡しと判断して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	17	第4章	1	6	資源物(堆肥)の取り扱い	堆肥を地域住民に無償配布するとありますが、対象となる地域住民には地域の法人事業者(又は法人に準じる事業者)を含むと考えて宜しいでしょうか。	法人事業者及び法人に準じる事業者は、含みません。
25	17	第4章	第1節	6.	資源物(堆肥)の取り扱い	「余剰分は、有価物として運営事業者により販売を実施するにあたり、堆肥売買契約を結ぶこと」とありますが、地域住民に無償配布する量を控除した量での契約内容でお間違いないでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	18	第4章	第2節	3.	計量管理	「薬剤の搬入車等の搬入車両を計量器において記録・確認し、監視を行い」とありますが、燃料や薬品の搬入車両に対しても搬入し尿等計量装置にて計量を行うという事でしょうか。計量装置の最大秤量及び積載寸法については、別途要求水準書にてご指定があります。薬品等の搬入管理は、重量による管理ではなく貯留タンク等の液位計等による管理でもよろしいでしょうか。	可とします。
28	19	第4章	第3節 4.		表-1 計測項目及び頻度	「計量証明を要さない計測」について、放流水のpH・NO ₃ -Nの頻度が1回/日となっていますが、休日等を除く搬入日と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	19	第4章	第3節	4.	搬出入物及び水質に関する分析業務	表-1の計測項目及び頻度の内容は、騒音・振動・悪臭に関する記載がありませんが、適宜事業者による提案内容と考えてよろしいでしょうか。	No. 5の回答を参照してください。
30	21	第4章	第5節 1.	1)	点検・整備計画	「法定点検・検査」の中には、3年に1回外部機関又は受託者自ら行う精密機能検査も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。含む場合、運営・維持管理業務委託契約書(案)の別紙3.3(1)の表における区分では、「固定費iii」に該当すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	21	第4章	第5節 2.		長寿命化総合計画の見直し	3年に1度見直しにより、契約金額の補修費用分を変更しない前提で、機器の劣化状況によって、内容の変更、年度間の移動が可能と考えてよろしいでしょうか。	契約金額における年度額が変更とならない条件下で可とします。
32	21	第4章	第5節	2	2.長寿命化計画の見直し	「点検・整備結果及び補修実績の基づき3年に1度見直しを行うこと」とありますが、結果や実績より3年毎に整備費も見直しがあるものという理解でよろしいでしょうか。	整備費の見直しは原則としてありません。ただし、No. 31の回答のとおり、機器の劣化状況によって年度の補修費区分の契約額が変更にならない条件下で、対象設備を年度間移動させることは可とします。
33	21	第4章	第5節	3	3.点検・検査	水槽清掃は本業務の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	水槽清掃は本業務に含みます。なお、水槽清掃は、清掃汚泥の積込・運搬・処分を含むものとします。実施に当たっては、水槽清掃計画書を作成し、対象水槽、清掃頻度、清掃方法を提案してください。

2-2 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
34	22	第4章	第5節 4.		補修・修繕	「プラント工事関係のかし担保期間（更新施設引渡後3年間）について、本施設の性能を維持するための補修を行うこと。」とあります。この補修は突発的に発生する可能性が有り、固定費皿への計上が困難であることから、業務委託料の変更対象となると理解してよろしいでしょうか。	プラント工事関係のかし担保期間に突発的に発生した補修は、施工側の責任において補修されるものなので、業務委託料の変更対象とはなりません。
35	22	第4章	第5節	4.	補修・修繕	改良保全の計画及び実施後の運営事業費の取り扱いに関するお考えをご教示願います。	改良保全による運営事業者改善等の内容により、都度協議とします。
36	23	第4章	第6節	2.	環境保全	「事後調査を実施し。。。」とありますが、事業の透明性及び公平性の観点から貴連合のご負担による第三者による調査としていただく事は可能でしょうか。運営業務の業務範囲から除外していただくことを希望します。	事業者の範囲としますが、調査については第三者機関による調査としてください。
37	24	第4章	第7節 2.	(7)	印刷管理	施設情報等データ管理において、「印刷管理」とはどのようなデータで、「システムとして整備」することが可能なものかご教示ください。	要求水準書【運営・維持管理業務編】p.24 第4章 第7節 2.施設情報等データ管理(1)～(6)に示す台帳を印刷する際に、容易に台帳内容を印刷できるシステムを指します。
38	26	第4章	第8節	3	3.資源物・副生成物の搬出	副生成物を搬出する車両の大きさや荷台の形状等に指定は無いと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、運搬時に臭気や汚水の漏洩・飛散等がないものとしてください。
39	26	第4章	第8節	4	4.資源物・副生成物の売却/処理	資源物の住民への無償配布量と運営事業者への売却量の割合について想定がありましたらご教示ください。	No.21の回答を参照してください。
40	26	第4章	第8節	4.	資源物・副生成物の売却/処理	資源物の地域住民への無償配布に関して、貴連合の業務として広報等は実施いただく事は可能でしょうか。	資源物を地域住民へ無償配布することについては、連合が各種媒体（ホームページ、広報誌等）を用いて広報することを基本的に想定していますが、事業者にも相応の協力をいただきたいと考えています。
41	27	第4章	第9節 5.		清掃	「なお、本業務には降雪時の除雪（本施設の運営に支障を来さない範囲）等を含むものとする。」とあります。除雪範囲は本事業に係る箇所のみと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	30	添付資料①			役割分担表	し渣、沈砂等の運搬車両の手配は貴連合、事業者どちらでしょうか。	事業者になります。要求水準書【運営・維持管理業務編】p.26を参照してください。
43	30	添付資料①			役割分担表	場内の除雪作業はどちらの所掌でしょうか。	No.41の回答を参照してください。
44	31	添付資料②			計画年間処理量の見込み	参考資料8のSPCの損益計算書の変動費の計算は、要求水準書【運営・維持管理業務編】p31添付資料②計画年間処理量の見込みの数値を使用するとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2-2 要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
45					その他	20年間の運営・維持管理期間中に定期的な第三者による精密機能検査は必要でしょうか。受託者による定期的な機能検査を実施するものとしてよろしいでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】p.21に示す法定検査として、機能検査を毎年1回、第三者機関による精密機能検査を3年に1回以上実施してください。

3 落札者選定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1章	(2)	ウ	開札及び入札価格の確認	設計・建設業務、運営維持管理業務共に低入札価格調査の記載や最低制限価格の設定がありませんが、事業の内容に適合した履行がなされない可能性や公正な取引の秩序を乱すおそれがないかの低入札価格調査を行わないのでしょうか。	低入札価格調査は実施しませんが、入札価格の定量化審査における設計・建設業務にかかる対価に対して、定量化限度額を設定しています。
2	6	第3章	4	(1)	入札価格に関する得点化方法	定量化限度額の設定と公表の有無についてご教示願います。	定量化限度額の設定額は、公表しません。
3	6	第3章	4	(1)	入札価格に関する得点化方法	運営・維持管理業務に関しても定量化限度額を設定していただけないでしょうか。	運営・維持管理業務に関しては、定量化限度額の設定はありません。
4	8	第4章	表4-1		環境負荷低減対策	「久慈地区汚泥再生処理センター建設事業 環境影響評価準備書」の閲覧は可能でしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問に係るNo.9の回答を参照してください。
5	10	第4章	表4-3	(1)	運営・維持管理体制	審査の視点について、「事業期間を通じて、確実な運営・維持管理業務が履行できる管理体制が示されているか。」とございますが、ご想定されている提案内容は、SPCの運営方針や長期収支計画等の事業運営に係る内容と考えてよろしいでしょうか。又は、「施設の運転・維持管理」に係る提案内容をご想定されていますでしょうか。	SPCに限らず久慈地区汚泥再生処理センターの運営事業に係る全てを含みます。
6	10	第4章	表4-3	(1)	運営・維持管理体制	審査の視点について、「安定かつ安全な業務のための運営・維持管理計画が示されているか。」とございますが、ご想定されている提案内容は、SPCの経営安定性や支出計画等の安全性と考えてよろしいでしょうか。又は、「施設の安定かつ安全な業務」に係る提案内容をご想定されていますでしょうか。	No.5の回答を参照してください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	様式第8号-2				「入札説明書 第3章 2 (3) (ア)」に規定する施設の運転管理業務実績	表欄外※印の二つ目について、運転管理期間は「合計を含む」とあるため、単年契約でも同一施設であれば該当する契約件数分提示すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	様式第8号-2				「入札説明書 第3章 2 (3) (ア)」に規定する施設の運転管理業務実績	表欄外※印の三つ目について、記載する実績（および添付する契約書類）が下水処理場と一般廃棄物処理施設（汚泥再生処理センター又はし尿処理施設）の運転管理業務が一本化された契約である場合、別途その旨を注釈として記載した方がよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、汚泥再生処理センターについては、入札説明書に対する質問に係るNo. 14の回答を参照してください。
3	様式第8号-3	管理技術者の資格及び業務経験				資格審査申請する監理技術者は複数人申請することができるという理解でよろしいでしょうか。また、設計・工場製作期間と工事期間で監理技術者を交代することは可能でしょうか。	入札説明書に対する質問に係るNo. 8の回答を参照してください。
4	様式第8号-3	管理技術者の資格及び業務経験				現場総括責任者として業務を行った…は現場代理人または監理技術者として当該業務を受託していることを証明する書類及び施設の概要が分かる書類を添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	様式第14号 (別紙1)	入札価格参考資料 (設計・建設業務に係る対価)				受入貯留設備工事の貯留日数を変更した場合、変更した貯留日数分を交付対象内とするのでしょうか。	表欄外※印2つ目に記載しているとおり、貯留日数8日分を対象とし、それ以上は、対象外として記載してください。
6	様式第14号 (別紙2)				入札価格参考資料 (運営・維持管理業務に係る対価)	参考資料8 の注記※1にて、「適宜、項目を追加または細分化すること。」とあり、それに合わせて「適宜、項目を追加または細分化」してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、不必要な複雑化及び難解表現は避けてください。また、既にある項目の削除、未記入は認めません。
7	様式第14号 (別紙3)				入札価格参考資料 (連合のライフサイクルコスト)	参考資料8 の注記※1にて、「適宜、項目を追加または細分化すること。」とあり、それに合わせて「適宜、項目を追加または細分化」してよろしいでしょうか。	No. 6の回答を参照してください。
8	様式第15号	提案書				提案書は片面印刷との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	様式第15号	提案書				37ページ以降の注意事項の欄に記載されている「A4版〇枚以内」の枚数はページ数との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	様式第15号	提案書				文字サイズ11ポイント以上、1ページ概ね文字数1,600字程度であれば、枠の大きさは目安と考えてよろしいでしょうか。	枠の大きさは、様式のとおりとしてください。
11	様式第15号	技術提案書				様式はA4判をご指定されていますが、A3用紙を折り込み、A4判2枚として提案することは可能でしょうか。	指定のとおりとしてください。

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	第15号-18-1	維持管理費内訳書				上水使用量は河川水の減少を見込まず取水可能なものとして算出するものとしてよろしいでしょうか。河川水の減少を見込む必要がある場合は想定量を提示願います。	要求水準書【設計・建設工事編】に対する質問に係るNo. 4の回答を参照してください。
13	第15号-18-1	維持管理費内訳書				薬品単価は各社提案でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	様式第17号-1	提案図書概要版				文字サイズの指定はありますか。	提案書（11pt以上）に準じてください。
15	参考資料1	1			SPC及び施設構成人員	SPCの欄には、SPCが直接雇用する人員を記載する、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、汚泥再生処理センターの人員と重複して記載しないよう留意ください。または、兼務などを明確にし、実際の人員数と人件費が分かるようにしてください。
16	参考資料1	1			SPC及び施設構成人員	SPCの欄が有りますが、人件費の発生しない非常勤役員などの記載は不要との理解でよろしいでしょうか。	人件費が発生しない人員についてもご記入ください。人件費欄に人件費が発生しない旨とその理由を記入ください。
17	参考資料1	2			SPC及び施設構成人員	汚泥再生処理センターの欄には、運営・維持管理企業の人員を記載する、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、SPCの人員と重複して記載しないよう留意ください。または、兼務などを明確にし、実際の人員数と人件費が分かるようにしてください。
18	参考資料8	添付資料②			計画年間処理量の見込み	参考資料8のSPCの損益計算書の変動費の計算は、要求水準書【運営・維持管理業務編】p31添付資料②計画年間処理量の見込みの数値を使用するとの考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 基本協定書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	3	2	6	運営事業者の設立	「監査役並びに会計監査人の設置に関する事項を規定」とありますが、実施方針に係る質問に対する回答書 (No. 23) で、「運営事業者の役員構成は提案に委ねられる」との御回答を戴いておりますので、監査役や会計監査人の設置に関する条項については、提案に従い修正されるとの理解でよろしいでしょうか。	「会社法第326 条第2 項に従い監査役並びに会計監査人の設置に関する事項を規定」してください。これが可能な役員構成としてください。
2	5	12	2	3	秘密保持	秘密情報を開示した当事者の責めに帰すべき事由によって公知となったものにつき、秘密保持義務を存続させる必要はないものと考えておりますので、「開示ののちに開示を受けた当事者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」と修正していただけませんでしょうか。	原文のままとします。

6 基本契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	7	2	1	運営事業者の運営	「会計監査人の設置に関する定款の定めがあること」との記載がありますが、第7項に「運営事業者が会計監査人設置会社でない場合」と記載されているとおり、会計監査人を設置するかどうかは、事業者の任意で決まることができると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	3	7	8		運営事業者の運営	「必要があると認める場合、財務諸表を公表する・・・」とありますが、「必要があると認める場合」とは、どのような場合か、現時点で想定される事象を具体的にご教示ください。	現時点で具体的に想定している事象はありませんが、議会などで求められた場合などには公表する可能性があります。
3	3	第8条	3		当事者が締結すべき契約	受注者を構成する各当事者は、建設事業者の下請負契約、運営事業者の再委託契約を締結した場合、契約後速やかに契約書の写しを発注者へ提出しなければならないとありますが、全てについて提出が必要でしょうか。金額の目安はありますか。	全ての提出が必要です。金額の目安はありません。
4	4	11			再委託等	再委託に関し、本条では「合理的に必要と認められる部分につき建設工事請負契約又は運営・維持管理契約の定めるところに従って第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。」とあり、一方、入札説明書では「事業者は本業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」とあります。基本契約書(案)第4条の規定に則ると基本契約の方が優先順位が上ですので本条の記載が優先されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、「合理的に必要と認められる部分」であるかどうかの判断は連合が行いますので、本業務の主たる部分や金額の大きい再委託については、第2回の質問又は対面的対話などで確認の上、提案書を作成してください。
5	6	21	2	3	秘密保持	秘密情報を開示した当事者の責めに帰すべき事由によって公知となったものにつき、秘密保持義務を存続させる必要はないものと考えておりますので、「開示のうちに開示を受けた当事者の責めに帰すことのできない事由により公知となった情報」と修正していただけないでしょうか。	原文のままとします。

7 建設工事請負契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	3の2	2	1	設計	貴連合の承諾にかかる期間が定まらなければ、工程に支障を来すことが懸念されますので、承諾までの期間を定めていただけないでしょうか。	要求水準書【設計・建設工事編】p.16において、施工承諾申請図書の提出時期について記載しているように、本連合の審査期間、審査結果に対する協議期間等を十分見込んだ、工程に支障を来すことのない時期に図書を提出してください。 なお、これらの期間は、提出する図書の種別や量及び記載内容等により増減することも考慮して設定ください。
2	15	29	4		不可抗力による損害	「発注者は・・・(中略)・・・請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。」とあります。これは請負代金額の100の1までは受注者が負担する事を示していると考えますが、請負代金額総額で算出すると受注者の負担額が増大しますので「発注者は・・・(中略)・・・請負代金額の当該会計年度の支払限度額の100分の1を超える額を負担しなければならない。」と修正していただけますでしょうか。	原文のままとします。
3	25	48の2	1		不可抗力又は法令変更による解除	不可抗力又は法令変更により本事業の継続が困難となった場合等において、貴連合のみに解除権が認められておりますが、かかる場合は受注者においても、契約上の権利義務から解放され得べきものと考えております。 実施方針第7章第3項(16頁)においても、当事者の責めに帰すべき事由によらず事業の継続が困難となった場合、貴連合及び受注者の双方から特定事業契約を解除し得る旨記載されているとおり、事業者においても契約を解除し得ることとして頂きたく、柱書の冒頭につき、「発注者及び受注者は」と、第2号末尾を「発注者又は受注者が過分の費用を負担するとき。」と修正していただけないでしょうか。	原文のままとします。 不可抗力及び法令変更による費用の負担については第29条及び第29条の2に定めてあります。第48条の2は第29条及び第29条の2の対応を持ってしても事業の継続が困難となった場合であり、その判断は発注者が行います。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	2	4			契約保証金	契約保証金の代わりに保証を付す場合、保証期間を複数事業年度としてもよろしいでしょうか。	第4条第4項を参照ください。
2	3	5	6		業務遂行 (基準値未達による 債務不履行)	別紙1第2項(3)に記載のあるとおり、基準値の未達により直ちに債務不履行となるのではなく、やむを得ない事由がある場合は当該未達は受託者による債務不履行を構成するものではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、「受託者の通知した事由に合理性があると委託者が判断した場合」に限ります。
3	3	5	7		業務遂行 (委託者が締結する 住民協定等)	提案に際して必要な条件となりますので、「委託者が締結する住民協定等」を具体的にご教示ください。	今後、種市南漁業協同組合、久慈市漁業協同組合桑畑生産部等との環境保全協定の締結を予定しています。 なお、協定締結の時期は、受託者決定後から施設供用開始までの然るべき時期となります。
4	6	12の4	1	2	委託者への協力 (搬入車両の検査)	「委託者が実施する搬入車両の検査」について、その内容と頻度をご教示ください。	バキューム車の処理不適物の搬入有無や運転管理上支障が出た場合に、不定期に実施することを想定しています。
5	6	12の4	2		委託者への協力	貴連合において予定されている申請等の内容及び申請先を具体的にご教示ください。	汚泥再生処理センターの整備、運営・維持に必要な一般的なものや肥料の登録・更新等を想定しています。
6	8	23	1		住民等への対応	住民等への対応については、要求水準書（運営・維持管理編）の添付資料①にあるとおり、基本は委託者が窓口となり、その後は相応の責により対応を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	12	第38条	2		要求水準書に定める 性状の範囲を逸脱し た処理物	委託者が受託者の合理的な説明に同意したときのみ、受託者は逸脱した処理対象物に要する費用の増加分を請求できるとありますが、委託者の同意を削除して頂けないでしょうか。	原文のままとします。
8	14	第46条	3		本施設の改良保全に 係る減額協議	受託者が負担した改良保全提案による費用低減は委託料の減額協議の対象としないようにして頂けないでしょうか。	協議の対象としても必ず減額するというものではありませんので、原文のままとします。
9	15	第48条	4		本事業終了時の明け 渡し条件	受託者は、本施設が本事業終了後も継続して使用できるよう自己の責任と費用負担において必要な補修をしなければなりません、その期間の目安は同条5項と同じ12ヶ月と考えて宜しいでしょうか。	第48条第4項にあるとおり、基本的には、本事業終了時の明け渡しまでに必要な補修を行う必要があります。明け渡し後12ヶ月は、第5項にあるとおり「受託者の責めに帰すべき事由に起因する要求水準書の未達が発生した場合」には、自己の責任及び費用負担により改修等必要な対応を行う必要があります。
10	36	2	1		汚泥発酵肥料製品	【乙は甲に「汚泥発酵肥料再販計画書」を提出し、】とありますが、甲から乙への売渡単価と乙の再販単価の制限はなく、事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
11	36	2			汚泥発酵肥料製品	乙（事業者）が再販を始めるには肥料登録後となるため、施設稼働開始から製品となる期間、及び肥料登録に要する期間が必要となります。したがって、その間の貯留方法、再販開始時期は事業者一任と考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りですが、予め連合に計画書を提出の上、連合の了承を得てください。

8 運営・維持管理業務委託契約書(案) に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
12	36	3			汚泥発酵肥料製品単価	要求水準書【設計・建設工事編】 p30 「4. 資源化製品」に、「製品の水分〔35〕%以下を満足すること」とありますが、汚泥発酵肥料の乙が甲から購入する単価の設定において、その含水率は35%とした湿重量として計算すると考えてよろしいでしょうか。	提案書に記載の肥料の重量で計算してください。含水率も貴社提案の含水率としてください。
13	36	別紙7			汚泥発酵肥料売買契約書	乙は、甲が管内住民に無償配布した残り全量を買受けるとありますが、甲の無償配布の目標数値がありません。想定する目標値を明示願います。	要求水準書【運営・維持管理業務編】に対する質問No. 21の回答を参照してください。